

## 富山県立大学附属図書館司書業務委託契約書

富山県立大学附属図書館の司書業務について、公立大学法人富山県立大学（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

### （総則）

第1条 発注者は次に掲げる富山県立大学附属図書館司書業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 業務の名称 富山県立大学附属図書館司書業務委託

(2) 委託業務の内容 管理事務、収集整理、サービス業務、その他付随する司書業務

2 受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ）に定めるもののほか、別紙の業務委託仕様書に基づき、法令を遵守し、委託業務を履行しなければならない。

3 発注者は、委託業務を完了させるため、この契約書及び業務委託仕様書に定められた範囲内において業務に関する指示を、受注者又は第9条第2項に定める受注者の従事責任者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の従事責任者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。

4 受注者は、この契約書若しくは業務委託仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者受注者協議がある場合を除き、受託にかかる一切の業務を自己の責任において履行しなければならない。

### （委託期間）

第2条 委託期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

### （委託料）

第3条 発注者は受注者に対し、委託料として金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）を支払うものとする。

### （契約保証金）

第4条 受注者は、契約保証金として金 円を受注者に納付するものとする。

2 前項の契約保証金は、第17条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

3 第1項の契約保証金には利息を付さない。

4 発注者は、受注者が委託業務を完了したときは、第1項に定める契約保証金を受注者に還付する。

### （業務計画書の提出）

第5条 受注者は委託契約の締結後、速やかに業務委託仕様書に基づいて業務計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 受注者は発注者に対し、業務計画書に変更が生じる場合はその都度届出するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

- 2 受注者は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7条 受注者は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(善管注意義務及び守秘義務等)

第8条 受注者は常に善良な管理者の注意をもって契約の履行にあたるものとする。

- 2 受注者及び委託業務に従事する者（以下「運営スタッフ」という。）は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 3 受注者及び受注者の運営スタッフは、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた記録等を他人に閲覧させ複製させ、又は譲渡してはならない。
- 4 受注者は、受注者の運営スタッフに対し、第2項及び前項の秘密保持に努めさせなければならない。また、この契約の終了後も同様とする。
- 5 受注者は、常に受注者の運営スタッフの品位の保持に努めるとともに、その資質の向上を図らなければならない。また、受注者の運営スタッフが委託業務に従事している間は、発注者の職場の規律に従って行動させなければならない。

(責任者の設置等)

第9条 受注者は委託業務の実施にあたり、業務が円滑に処理できるよう、業務に適した者を適正に従事させなければならない。

- 2 受注者は、自己の責任において業務の指揮監督を行うため、運営スタッフの中に従事責任者を配置しなければならない。
- 3 発注者は、受注者の運営スタッフがその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その事由を明記して、受注者に対し必要な措置をとるべきことを請求することができ、受注者は誠実にこれに対応しなければならない。

(契約の変更等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、業務の内容を変更することができる。この場合において、委託料を変更する必要があるときは、発注者受注者協議の上これを定めるものとする。

- 2 受注者は、委託業務について、利用者へのサービス向上の見地から又は技術的若しくは経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき業務の内容の変更を提案することができる。

(業務に要する必要経費の負担)

第 11 条 受注者の運営スタッフが業務遂行に必要な設備及び備品等は発注者の負担とする。

(機器等の使用)

第 12 条 受注者の運営スタッフは、発注者が管理する機器設備、電子計算機システム及びアプリケーション・ソフトウェア等を委託業務実施に必要な限りにおいて使用することができる。

2 受注者は、受注者の運営スタッフの故意又は過失により前項の機器設備等が滅失若しくは毀損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者受注者協議の上、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償するものとする。

(業務の調査等)

第 13 条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況につき、報告を求め、又は調査することができる。

(月間業務報告)

第 14 条 受注者は、業務委託仕様書に定めるところにより、月間業務報告書を発注者に提出するものとする。

(業務完了報告書)

第 15 条 受注者は委託期間終了後、速やかに委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

(委託料の支払)

第 16 条 発注者は、第 3 条に規定する委託料を月割により毎月支払うものとする。

2 受注者は、第 14 条の月間業務報告書について確認を受けたときは、発注者に対して前月分の委託料の支払を請求することができる。

3 発注者は、前項の請求書を受理した日から 30 日以内に前項の委託料を支払うものとする。

(損害賠償)

第 17 条 受注者は、委託期間中、受注者又は運営スタッフの責めに帰する理由により、発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 発注者は、運営スタッフが勤務中、第三者から危害を加えられた場合でも損害賠償の責めを負わないものとする。

3 発注者は、第 1 項の損害を受けたときは、7 日以内に書面をもって受注者に通知するものとする。

(契約の解除)

第 18 条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 納入期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 受注者からこの契約の解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反したとき。
  
- (4) 発注者が行う物品の検査に際し、受注者又はその代理人等が係員の職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があったとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
  - ア 取締役等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められるとき。
  - エ 取締役等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合においては、発注者は、履行部分に対して相当と認められる金額を支払い、引渡しを受けることがある。その他のものについては、受注者は遅滞なく引き取るものとする。
- 3 発注者は、第1項の場合のほか、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）の規定が適用される契約において苦情の申立てがあり、発注者が必要と認めるときは、この契約の一部又は全部を解除することができる。

第19条 発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令を行った場合において、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を行った場合において、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 受注者（法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）について刑法（明治40年法

律第 45 号) 第 96 条の 6 又は第 198 条による刑が確定したとき。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金及び損害賠償)

第 20 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者に契約金額の 10 分の 1 に相当する違約金を支払わなければならない。

(1) 第 18 条第 1 項及び第 19 条の規定による場合

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第 2 号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等

3 受注者は、第 1 項の場合において発注者に損害を及ぼしたときは、同項の違約金のほか、その損害を賠償するものとする。

4 第 18 条第 3 項の規定による契約の一部又は全部の解除により受注者に損害が生じた場合において、発注者が必要と認めるときは、発注者はその損害を賠償するものとする。

(賠償の予約)

第 21 条 受注者は、この契約に関して第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、この契約による契約金額の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 第 19 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当し、排除措置命令又は納付命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法(昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号)第 6 項に規定する不当廉売に該当するときその他発注者が特に認めるとき。

(2) 第 19 条第 1 項第 3 号に該当し、刑法第 198 条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、委託業務が完了した後においても適用する。

3 前 2 項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が第 1 項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(個人情報保護)

第 22 条 受注者は、委託業務を処理するに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 23 条 受注者は、委託業務に関する法律、政令、省令、条例、規則を遵守しなければならない。

2 受注者は、委託業務の実施に関する発注者の必要な指示に従わなければならない。

(協議)

第 24 条 この契約について、疑義のある事項又は定めのない事項については、必要に応じて、発注者受注者協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、発注者受注者両者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 3 月 日

発注者 富山県射水市黒河 5180  
公立大学法人富山県立大学  
理事長 渋谷 克人

受注者